

新型インフルエンザ対策の充実について（案）

平成 19 年 11 月 日
厚生科学審議会感染症分科会

新型インフルエンザについては、政府の行動計画（「新型インフルエンザ対策行動計画」鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議 平成 17 年 12 月策定、平成 19 年 10 月再々改定）や、専門家によるガイドライン（「新型インフルエンザ対策ガイドライン（フェーズ 4 以降）」新型インフルエンザ専門家会議 平成 19 年 3 月策定）等を踏まえ、対策の一層の充実を図るために、以下の対策を講じるべきである。

記

1. 新型インフルエンザ化が危惧されている鳥のインフルエンザ（インフルエンザ（H5N1））について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）の二類感染症に定め、患者の入院措置等を引き続き可能とすること。

（説明）

インフルエンザ（H5N1）については、平成 18 年 6 月に政令を定め、検疫法に基づく検疫感染症と定め検査を実施するとともに、感染症法に基づく指定感染症として指定し入院措置等を可能としているが、同指定は平成 20 年 6 月 11 日を限りに失効する。

インフルエンザ（H5N1）のヒトでの発生状況や致死率等を勘案すると、新型インフルエンザ発生前のまん延防止策として、平成 20 年 6 月 12 日以降も入院措置等を可能とすることが必要であり、感染症法上入院措置等が可能な二類感染症として規定することが必要である。

2. インフルエンザ（H5N1）以外が新型インフルエンザとなる場合も含めて、新型インフルエンザの発生が確認された直後から、検疫時の患者の隔離や感染のおそれのある者の停留、国内発生時の患者の入院措置等の必要な措置が実施できるよう、検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）及び感染症法上に、新型インフルエンザに関する規定を整備する。

（説明）

新型インフルエンザは、人類に免疫がないために、罹患しやすく、また、症状が重篤となりやすいとされており、早期のまん延防止策の実施が重要であることから、発生後に法令を整備するのではなく、発

生直後から対策が実施できるようあらかじめ法整備を行っておくことが必要である。

その際、鳥のインフルエンザはインフルエンザ（H5N1）に限られず、インフルエンザ（H5N1）以外が新型インフルエンザとなる可能性もあることから、いずれの場合にも対応できる規定とすることが必要である。

また、新型インフルエンザも一定程度流行すれば人類は免疫を獲得し、感染力や症状の重篤度は通常の冬季に流行するインフルエンザと同等のものとなると想定されることから、隔離・停留や入院措置等の人権制限が、感染力や症状の重篤度の変化に対応して隨時必要な限度のものとできる仕組みとすることが必要である。

3. 検疫において、感染のおそれがある者を停留させる場合の停留先を医療機関以外の施設でも可能とする。

(説明)

現行の検疫法では、感染のおそれがある者の停留先を医療機関に限っているが、新型インフルエンザの想定される感染力の強さを踏まえると感染のおそれがある者が多数に上る場合も想定される。

感染のおそれがある者は停留時において健康であること、限られた医療資源は有効活用を図ることが望ましいことから、新型インフルエンザに感染したおそれがある者については、医療機関以外の施設においても停留を可能とし、感染のおそれがある者が多数に上った場合にも、停留先施設を確保できる仕組みとすることが必要である。

なお、実施にあたっては、当該施設においてどのような流れで停留を実施するか等について十分な検討を行い、必要に応じ当該施設を使用した訓練を実施する等実効性を高める工夫を行うことが必要である。また、当該施設に対する補償を行うことも必要である。

4. 国内発生時に、都道府県知事が、感染のおそれがある者に対し、健康状態の報告や外出自粛を要請する規定を整備する。

(説明)

新型インフルエンザは強い感染力を持つと想定されており、まん延防止のためには、患者発生の迅速な把握と、感染のおそれの徹底した排除が必要である。

現行の感染症法では、感染のおそれがある者に対して健康診断を実施することができるが、新型インフルエンザは潜伏期間中には健康診断を行っても病原体の検出が不可能と考えられていることから、潜伏期間中にあると考えられる感染のおそれがある者に対して、健康状態

の報告を要請し、発症した場合に迅速に把握できるようにするとともに、感染のおそれが強い者については、外出自粛を要請し、感染して
いた場合に他者に感染させるおそれを排除することを可能とすること
が必要である。

その際に、健康状態の報告要請及び外出自粛要請については、人権制限を必要最小限とし、かつ、実行可能性のある内容とするという観点から、以下の点を踏まえ、罰則等による義務づけは行わないこととする。

- ・ 感染のおそれがある者は、あくまで「おそれ」がある者であり、必ず感染力を持つわけではないこと
- ・ 都道府県において、健康状態を隨時調査することとすれば、異状を認めた時点で健康診断を実施することが可能であること
- ・ 感染のおそれがある者のうち、患者と濃厚に接触し、感染のおそれが強いと考えられる者については、政府の行動計画に基づき、予防投薬を行うことが予定されているが、予防投薬に伴い都道府県の担当職員が定期的に対象者宅を訪問し、服薬状況や健康状態を確認すること、その際にまん延予防のための外出自粛の必要性を説明することにより、効果的に外出自粛を促すことが可能と考えられること
- ・ 健康状態の報告や外出自粛を義務化し、その履行を担保するには、個人宅を常に監視する体制が必要であるが、そのような体制を組むことは実務上対応が困難であること

なお、運用に当たっては、要請する理由や内容を書面により通知する、外出自粛要請の際には食糧の確保に配慮する等実効性を高める工夫を行うことが必要である。

また、極めて初期の段階に、人口密度が低く交通量の少ない地域や離島等において新型インフルエンザが発生した場合等には、まん延防止のために、いわゆる「地域封じ込め」として、一定地域全体を対象に、まん延防止策を実施することが必要となる可能性があるが、その場合には、人権や実行可能性を考慮し、以下の対応を行うこととする。

- ① 当該地域の感染のおそれがあるすべての者に対し
 - ・ 健康状態の報告及び外出自粛を要請するとともに、
 - ・ 予防投薬を実施し、かつ、
 - ・ 担当職員が定期的に居宅を訪問し、服薬状況や健康状態を把握。
- ② すべての国民に対し、当該地域では新型インフルエンザが発生し、感染のおそれが生じていることを周知した上で、
 - ・ 当該地域全体について、会議の自粛、学校の休校、職場での感染防止の徹底を要請し、かつ、

- ・当該地域から外への移動や、地域内への移動の自粛を要請。
5. 都道府県知事と検疫所長の連携を強化し、発生国からの入国者が健康状態に異状を来した場合の迅速な対応を可能とする。

(説明)

現行の検疫法及び感染症法においては、発生国からの入国者のうち停留させるほどではないが感染のおそれが否定しきれない者については、検疫所長が健康状態の報告を義務付け、健康状態に異状を来した場合にはその旨を都道府県知事に通知することとしている。

新型インフルエンザの想定される感染力の強さを踏まえ、健康状態に異状を来した場合により迅速な対応が可能となるよう、検疫所長は健康状態の報告を義務付けた時点で都道府県知事に通知を行い、通知を受けた都道府県知事は必要に応じて当該者に対し健康状態の報告や外出自粛の要請を行うことができ、都道府県知事が当該者の健康状態の悪化を確認した場合はその旨を厚生労働大臣に通知する仕組みが必要である。

なお、実施に当たっては、個人情報の適切な管理に努めることが必要である。

6. 航空会社等に対し、検疫の円滑な実施のために必要な協力を要請する規定を整備する。

(説明)

新型インフルエンザの発生時には相当の混乱が生じると想定されることから、無用な混乱を防止し、円滑な検疫を実施するために、航空会社等に対し、機内又は船内において、乗客に対し、検疫で必要となる書類を配布し、記入方法を示す、検疫手順の事前説明を行う等の必要な協力を要請する規定を整備することが必要である。

7. その他、

- ・日本が発生国となった際に、出国検疫（感染症の患者が出国しないようにする取組）の実施を国際社会から求められることが想定されるが、どのような対応を行うべきか、
- ・プレパンデミックワクチンやパンデミックワクチンの接種をどのように進めていくのか

等新型インフルエンザ対策についてより詳細な検討を進めが必要である。

以上